

福岡市ごみの自己搬入を行う排出事業者の事前登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第8条に規定する搬入事業者の登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び規則の例による。

2 この要綱において「登録者」とは、規則第8条第1項の登録を受けた者をいう。

(登録申請)

第3条 規則第8条第2項に基づき、事前登録に必要な申請書類等を、次のとおり定める。

- (1) 事前登録申請書（様式第1号）又は事前登録電子申請
- (2) 排出事業者が法人の場合は、登記事項証明書（全部事項証明書）
- (3) 排出事業者が個人の場合は、個人事業主開業届又は住民票
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を行わないものとする。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 申請書の記載内容及び必要書類に不備がある場合
- (3) その他市長が登録者として不適格と認めた場合

(登録の通知)

第4条 市長は、前条第1項に規定する書類の提出を受けたとき(同条第2項に定める場合を除く。)は、規則第8条第3項に基づき、当該提出者に対し登録が完了した際に事前登録通知書（様式第2号）又は電子通知により通知する。

(パスワード)

第5条 登録者は、システムにより設定された初期パスワードを受理した際は、速やかに自己搬入ごみ事前受付システムを使ってパスワードを変更するとともに、当該パスワードを他者に知られることのないよう注意をもって管理しなければならない。

(パスワードの再発行)

第6条 パスワードを忘れた等の理由により再発行が必要な場合、登録者はパスワード再発行申請書(様式第3号)により、市長に再発行の申請をするものとする。

2 市長は、再発行の申請を受けたときは、当該登録者に対し、初期設定パスワードを事前登録通知書(様式第2号)により通知する。

(登録の更新)

第7条 規則第8条第5項に基づき、登録の更新を受けようとする者は、当該登録番号の通知時に示した有効期間満了の6か月前から2か月前までにその更新を受けなければならない。

2 更新に必要な書類は、第3条第1項に定める書類とする。

3 市長は、前項に規定する書類の提出を受けたとき（第3条第2項に定める場合を除く。）は、事前登録通知書（様式第2号）又は電子通知により当該提出者に更新後の有効期間を通知する。

(登録の変更)

第8条 登録者は、事前登録申請書(様式第1号)又は事前登録電子申請に記載内容のうち、申請者(ごみの排出者)の住所(法人の場合は所在地)及び氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)、搬入区分(搬入車両種別・台数は除く。)に変更が生じた場合、遅滞なく事前登録変更届出書(様式第4号)により変更の届出をするものとする。

2 前項の申請書には、第3条第2号から第4号までの書類(変更がないものは除く。)を添付するものとする。

(登録の廃止)

第9条 登録者は、規則第8条第1項に規定する搬入事業者に該当しなくなった場合、事前登録廃止届出書(様式第5号)により廃止の届出をするものとする。

2 市長は、廃止の届出を受けたときは、当該登録者の有効期間を変更するとともに、当該登録者に対し、事前登録廃止通知書(様式第6号)により通知する。

3 前項の通知を受けた者は、廃止日以降、その効力を失う。

(登録の取消)

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当した場合、登録を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) その他市長が登録者として不適合と認めた場合

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録者の有効期間を変更するとともに、当該登録者に対し、事前登録廃止通知書(様式第6号)により通知する。

(個人情報の取り扱い)

第11条 収集した個人情報については、ごみの自己搬入の管理目的以外には使用しないものとし、市は、登録者帳簿を作成し、電磁的記録による管理を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事前登録に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月29日から施行する。